

固定金利商品

取扱期間:令和7年4月1日(火)→令和8年3月31日(火)

JA利根沼田は皆さまの農業経営の発展を応援します!

農業近代化資金

例えばこんな時

農機具を更新して作業
効率をあげたい!

ハウスを新設して
生産を拡大したい!

畜舎を増築して飼養
頭数を増やしたい!

国、県、市町村、JAバンクの
利子補給及び利子助成の併用で

実質負担
金利

(借入当初5年間)^{※3}



金利イメージ

基準金利^{※1}

3.05%

国、県、市町村、JAバンクの
利子補給及び利子助成の併用で
借入当初5年間^{※3}

実質負担
金利

0%

- ※1 令和7年6月1日時点の基準金利。最新の基準金利、利子補給率はお近くのJA窓口または担当者へお尋ねください。
- ※2 国、県、各市町村の単年度予算の範囲内に限ります。予算額上限となり次第、利子補給は受けられませんので、ご注意ください。お住いの市町村によっては、市町村からも利子補給がある場合があります。
- ※3 借入当初5年間まで。6年目以降は国、県、市町村の利子補給後の金利が適用されます。また、利子補給及び利子助成は対象要件を満たした方が受けられます。

| | |
|-----------------|--|
| ご 対 象 用 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○当組合の組合員かつ下記の条件のいずれかを満たす方 ◆認定農業者 ◆認定新規就農者 ◆一定の要件を満たす農業者 ◆集落営農組織等 |
| 資 金 使 途 | <ul style="list-style-type: none"> ◆農舎等の建築物の取得、改良、復旧 ◆農機具の購入 ◆果樹等の植栽、育成 ◆家畜の購入・育成 |
| ご 融 資 金 額 | <p>個人：1,800万円以内（特認 2億円以内） 法人・集落営農組織等：2億円以内 ※融資率：80%以内 （ただし、認定農業者で個人・法人の方は100%以内、同集落営農組織の方は3,600万円まで100%以内）</p> |
| ご 融 資 期 間 | <p>原則15年以内（うち据置期間2年～7年以内） ※資金用途によって異なります。</p> |
| 貸 付 方 法 | 証書貸付 |
| ご 返 済 方 法 | 元金均等年賦返済 |
| 金 利 | <p>最新の金利は最寄りのJA窓口または担当者へお尋ねください。 ※認定農業者の方など、一定の条件を満たした方が無利子でご利用できる場合があります。詳しい条件等は最寄りのJA窓口までお問い合わせください。 ※お借入金額100万円未満の場合はJAバンク利子補給の対象外となります。</p> |
| 担 保 ・ 保 証 | <ul style="list-style-type: none"> ◆群馬県農業信用基金協会をご利用いただきます。（別途保証料が必要です） ◆必要に応じて担保または保証人を求める場合があります。 ※法人の場合、法人の代表者による連帯保証人が必要となる場合があります。 |
| 申 込 時 の 留 意 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ◆本資金を利用した事業の融資決定前の事前着工および着工後の申込みは認められておりません。 ◆申込時におきましては、行政等の審査が必要となるため、ご回答には時間がかかる場合がございます。 |
| ご 注 意 | <ul style="list-style-type: none"> ◆本資金の詳しい内容については、店頭にて説明書をご用意しております。また、詳しい条件等は最寄りのJA窓口までお問い合わせください。 ◆返済額の試算については、店頭にて承っております。 ◆本資金のご利用中に当初のお借り入れ条件の変更や繰上返済を行う際には、所定の手数料が必要となる場合があります。 ◆本資金のご利用にあたっては、JA及び群馬県農業信用基金協会の審査が必要となります。審査の結果によってはお客さまのご希望に添えない場合があります。 ◆ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要となります。 |

JA利根沼田

沼田支店 ☎0278-25-3338 東部支店 ☎0278-25-4455 利根東支店 ☎0278-56-2355
 片品支店 ☎0278-58-2321 みなかみ支店 ☎0278-62-2021 新治支店 ☎0278-64-1111
 南部支店 ☎0278-24-4322 金融共済部 ☎0278-22-6638